

東京海区漁業調整委員会委員候補者評価項目

(制定) 令和 2 年 8 月 27 日 2 産労農水第 845 号
(一部改正) 令和 7 年 9 月 26 日 7 産労農水第 1253 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、漁業法及び関連法令に定めるもののほか、東京海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会が、東京海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第 6 条の規定に基づいて行う評価の項目を定める。

(評価の基準)

第 2 条 前条に規定する評価の項目は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

東京海区漁業調整委員会委員候補者評価基準(別表)

1 漁業者代表委員候補		
評価項目		配点(備考)
(1) 資格	東京都の沿海地区に住所を有し、当該住所地に居住している。	(省令により、住所、居住のない者は応募資格がない。)
(2) 漁業経営の状況	漁業従事日数	3：90 日以上又は正組合員 1：90 日未満又は准組合員
(3) 経歴等	ア 漁業活動の経験年数	3：20 年以上 2：10 年以上 20 年未満 1：5 年以上 10 年未満
	イ 漁業団体の役員等就任経験の有無	3：水協法に基づく法人の役員経験有 1：水協法に基づかない団体の役員経験有
	エ 性別	1：女性であること
	オ 年齢	1：55 歳未満であること
(4) 推薦の有無	推薦団体の種類	3：漁業協同組合連合会の推薦があること
		2：漁業協同組合の推薦があること
		1：上記以外の漁業団体
		0：推薦団体なし(自己推薦)
(5) 推薦・応募の理由(動機)の適正性		最大 5：推薦・応募理由(動機)に客観性があり、海区委員の役割及び漁業調整について知識、経験が十分認められる
2 学識経験委員候補		
評価項目		配点(備考)
(1) 資格	水産資源、漁業経営、漁業調整等水産に関する学識を有すると認められる者	
(2) 経歴等	ア 所属	3：水産に関する大学、高等学校の教員 3：独立行政法人等水産研究所の研究員 3：漁業調整経験者 3：漁協系統団体の役職員 2：民間の水産研究所の研究員 1：水産系 N P O 法人代表者
	イ 推薦等の有無	3：現又は元学識経験委員の推薦又は副申 3：漁協系統団体の推薦又は副申
	ウ 学位の有無	3：水産に関する博士号を有すること
	エ 性別	1：女性であること
(3) 推薦・応募の理由(動機)の適正性		最大 5：推薦・応募理由(動機)に客観性があり、海区委員の役割及び漁業調整について知識、経験が十分認められる
3 中立委員候補		
評価項目		配点(備考)
(1) 資格	海面の利用に関し、公平・公正な立場から意見を述べることができると認められる者	
(2) 経歴等	ア 所属	3：区市町村の首長 2：区市町村の職員 1：その他公平・公正な立場から意見を述べるできると認められる者
	イ 推薦等の有無	3：沿海地区に係る町村会の推薦又は副申 3：現又は元公益代表委員の推薦又は副申
	ウ 性別	1：女性であること
(3) 推薦・応募の理由(動機)の適正性		最大 5：推薦・応募理由(動機)に客観性があり、海区委員の役割及び漁業調整について知識、経験が十分認められる